

(誤)

(4) 就業者1名当たり生産関連指標

財務省資料より業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額－人件費」を算定した。結果は表 4-24の通りである。

なお、財務省資料では公務員の付加価値額に相当する金額が不明のため空欄となっているが、例えば業務に精通している人材が事故により亡くなった場合、業務に影響が発生することは民間企業と変わらないものと考えられるため、全業種平均を適用した。

表 4-24 就業者1名当たり生産関連指標（平成21年度）

単位: 千円

業種	付加価値額	人件費	付加価値額－人件費		
			21年度	16年度	増減率
公務員等	5,639	3,301	2,338	2,646	-11.7
農・林・水産業	2,641	2,528	113	249	-54.7
鉱業※1	15,164	3,287	11,876	6,916	71.7
建築業	5,124	3,675	1,449	1,448	0.0
製造業	6,272	3,668	2,605	3,102	-16.0
卸・小売業・飲食店※2	4,707	2,891	1,816	2,793	-35.0
金融・保険業	20,343	4,445	15,898	15,159	4.9
不動産業	10,644	3,359	7,285	6,164	18.2
運輸通信業※3	11,401	3,802	7,599	3,333	128.0
電気・ガス・水道業※4	26,503	6,344	20,159	23,846	-15.5
サービス業	4,338	2,792	1,545	1,407	9.8
全業種平均※5	5,639	3,301	2,338	2,646	-11.7

※1 平成21年度は、「鉱業、採石業、砂利採集業」の値

※2 平成21年度は、「卸売業、小売業」と「飲食サービス業」の合計から算定

※3 平成16年度は、「運輸業」と「情報通信業」の合計、平成21年度は「運輸業、郵便業」、「情報通信業」の合計から算定

※4 平成21年度は、「電気業」、「ガス・熱供給・水道業」の合計から算定

※5 平成21年度は、「全産業」から算定

資料)「財政金融統計月報第702号法人企業統計年報特集（平成21年度）」(財務省)統計表 2.業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益表

- 37 -

(正)

(4) 就業者1名当たり生産関連指標

財務省資料より業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者1名当たり付加価値額－人件費」を算定した。結果は表 4-24の通りである。

なお、財務省資料では公務員の付加価値額に相当する金額が不明のため空欄となっているが、例えば業務に精通している人材が事故により亡くなった場合、業務に影響が発生することは民間企業と変わらないものと考えられるため、全業種平均を適用した。

表 4-24 就業者1名当たり生産関連指標（平成21年度）

単位: 千円

業種	付加価値額	人件費	付加価値額－人件費		
			21年度	16年度	増減率
公務員等	5,639	3,301	2,337	2,646	-11.7
農・林・水産業	2,641	2,528	113	249	-54.7
鉱業※1	15,164	3,287	11,876	6,916	71.7
建築業	5,124	3,675	1,449	1,449	0.0
製造業	6,272	3,668	2,605	3,102	-16.0
卸・小売業・飲食店※2	4,707	2,891	1,816	2,793	-35.0
金融・保険業	20,343	4,445	15,898	15,159	4.9
不動産業	10,644	3,359	7,285	6,164	18.2
運輸通信業※3	7,077	3,802	3,274	3,333	-1.8
電気・ガス・水道業※4	26,503	6,344	20,159	23,846	-15.5
サービス業	4,338	2,792	1,545	1,407	9.8
全業種平均※5	5,639	3,301	2,337	2,646	-11.7

※1 平成21年度は、「鉱業、採石業、砂利採集業」の値

※2 平成21年度は、「卸売業、小売業」と「飲食サービス業」の合計から算定

※3 平成16年度は、「運輸業」と「情報通信業」の合計、平成21年度は「運輸業、郵便業」、「情報通信業」の合計から算定

※4 平成21年度は、「電気業」、「ガス・熱供給・水道業」の合計から算定

※5 平成21年度は、「全産業」から算定

資料)「財政金融統計月報第702号法人企業統計年報特集（平成21年度）」(財務省)統計表 2.業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益表

- 37 -

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

(5) 事業主体の損失

「業種別損失年数×(付加価値額－人件費)」により損失額を算定する。結果は表 4-25 の通りである。

前回調査と比較して、損失年数、「付加価値額－人件費」の双方が総じて減少していることにより、結果として事業主体損失が減少している。

表 4-25 業種別事業主体の損失（平成21年）

単位: 百万円

業種	死亡	後遺障害	傷害	合計
公務員等	212	586	2,581	3,380
農・林・水産業	41	13	59	113
鉱業	34	101	444	579
建築業	549	620	2,729	3,898
製造業	796	1,506	6,634	8,936
卸・小売業・飲食店	639	1,053	4,638	6,330
金融・保険業	321	1,425	6,278	8,024
不動産業	84	213	936	1,233
運輸通信業	701	1,182	5,207	7,090
電気・ガス・水道業	320	802	3,532	4,654
サービス業	1,950	6,418	28,271	36,639
平成21年計	5,648	13,919	61,309	80,876
平成16年計	11,092	15,171	73,656	99,920
増減率(%)	-49.1	-8.3	-16.8	-19.1

- 38 -

(正)

(5) 事業主体の損失

「業種別損失年数×(付加価値額－人件費)」により損失額を算定する。結果は表 4-25 の通りである。

前回調査と比較して、損失年数、「付加価値額－人件費」の双方が総じて減少していることにより、結果として事業主体損失が減少している。

表 4-25 業種別事業主体の損失（平成21年）

単位: 百万円

業種	死亡	後遺障害	傷害	合計
公務員等	212	586	2,581	3,379
農・林・水産業	41	13	59	113
鉱業	34	101	444	579
建築業	549	620	2,729	3,898
製造業	796	1,506	6,634	8,936
卸・小売業・飲食店	639	1,053	4,638	6,330
金融・保険業	321	1,425	6,278	8,024
不動産業	84	213	936	1,233
運輸通信業	302	509	2,244	3,055
電気・ガス・水道業	320	802	3,532	4,654
サービス業	1,950	6,418	28,271	36,639
平成21年計	5,249	13,246	58,345	76,840
平成16年計	11,092	15,171	73,656	99,920
増減率(%)	-52.7	-12.7	-20.8	-23.1

- 38 -

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

(6) 被害者1名当たり事業主体の損失

表 4-25の業種別の事業主体の損失を表 4-22の業種別の死傷者数で割り、就業者が被害者となった場合の1名当たり事業主体の損失額を算定した。結果は表 4-26の通りである。

表 4-26 業種別被害者1名当たり事業主体の損失（平成21年）

業種	単位: 千円			
	死亡	後遺障害	傷害	合計
公務員等	2,338	378	99	122
農・林・水産業	113	18	5	8
鉱業	11,876	1,922	501	615
建築業	1,449	234	61	82
製造業	2,605	421	110	139
卸・小売業・飲食店	1,816	294	77	98
金融・保険業	15,898	2,572	671	808
不動産業	7,285	1,179	307	381
運輸通信業	7,599	1,229	321	410
電気・ガス・水道業	20,159	3,262	851	1,054
サービス業	1,545	250	65	80
業種平均	1,953	350	91	113
業種平均(平成16年)	2,151	393	100	128
増減率(%)	-9.2	-10.9	-8.7	-11.5

また、被害者1名当たり事業主体の損失額は、表 4-25の事業主体の損失額を表 4-5の被害者数で除することにより算定した。結果を表 4-27に示す。

表 4-27 被害者1名当たりの事業主体の損失（平成21年）

	単位: 千円			
	死亡	後遺障害	傷害	合計
平成21年計	797	207	54	67
平成16年計	1,075	241	61	78
増減率(%)	-25.9	-14.0	-11.6	-14.4

(正)

(6) 被害者1名当たり事業主体の損失

表 4-25の業種別の事業主体の損失を表 4-22の業種別の死傷者数で割り、就業者が被害者となった場合の1名当たり事業主体の損失額を算定した。結果は表 4-26の通りである。

表 4-26 業種別被害者1名当たり事業主体の損失（平成21年）

業種	単位: 千円			
	死亡	後遺障害	傷害	合計
公務員等	2,337	378	99	122
農・林・水産業	113	18	5	8
鉱業	11,876	1,922	501	615
建築業	1,449	234	61	82
製造業	2,605	421	110	139
卸・小売業・飲食店	1,816	294	77	98
金融・保険業	15,898	2,572	671	808
不動産業	7,285	1,179	307	381
運輸通信業	3,274	530	138	177
電気・ガス・水道業	20,159	3,262	851	1,054
サービス業	1,545	250	65	80
業種平均	1,815	333	87	108
業種平均(平成16年)	2,151	393	100	128
増減率(%)	-15.6	-15.2	-13.1	-15.9

また、被害者1名当たり事業主体の損失額は、表 4-25の事業主体の損失額を表 4-5の被害者数で除することにより算定した。結果を表 4-27に示す。

表 4-27 被害者1名当たりの事業主体の損失（平成21年）

	単位: 千円			
	死亡	後遺障害	傷害	合計
平成21年計	741	197	51	64
平成16年計	1,075	241	61	78
増減率(%)	-31.1	-18.2	-15.9	-18.7

※ 赤字下線部、赤枠は正誤箇所

(誤)

2) 警察の事故処理費用

平成21年度の標準団体における警察官1名当たりに要する一般財源所要額は8,749千円（警察職員費：一般職員の人件費や時間外手当等も含まれる）である（表 4-32）。警察官が年間261日¹³、8時間勤務すると考えると、1時間当たり費用は4,190円となる。

表 4-32 警察官1名当たり費用（人件費分）（平成21年度）

	警察官1名当たり一般財源所要額(千円)	1時間当たり費用(円)
平成21年度	8,749	4,190
平成16年度	9,650	4,622
増減率(%)	-9.3	-9.3

資料)「平成21年度地方交付税制度解説」(財)地方財務協会)

事故処理時間については、現在警察庁で集計していないとのものであったため、事故分類ごとの件数については、前回調査で使用したデータに、人身事故については件数の伸び率、物損事故については物損のみの事故の損害物件数の伸び率を乗じて算定した。

また、1件当たりののべ処理時間については、前回調査のデータをそのまま用いることにより、のべ処理時間を算定した。結果は表 4-33の通りである。

表 4-33 警察の事故処理時間（平成21年）

		件数	1件当たりのべ処理時間(時間)	のべ処理時間
				(時間)
1. 人身事故	被害程度が大きいもの	34,814	85.8	2,987,030
	被害程度が中程度のもの	134,305	23.4	3,142,734
	被害程度が小さいもの	568,355	13.2	7,502,289
	平成21年小計	737,474	18.5	13,632,054
	平成16年小計	952,191	18.5	17,601,056
	増減率(%)	-22.5	-0.1	-22.5
2. 物損事故	実況見分を行うもの	513,047	3.3	1,693,055
	現状臨検するが実況見分を省略するもの	1,120,391	2.3	2,576,900
	現状臨検を省略するもの	1,535,168	0.3	460,551
	平成21年小計	3,168,607	1.5	4,730,505
	平成16年小計	3,405,317	1.5	5,083,897
	増減率(%)	-7.0	-0.5	-7.0
3. 人身+物損	平成21年小計	3,906,081	4.7	18,362,559
	平成16年小計	4,357,508	5.2	22,684,953
	増減率(%)	-10.4	-9.6	-19.1

13 1年から週休2日分の日数を除いた日数。(365日-52週×2日/週=261日)

(正)

2) 警察の事故処理費用

平成21年度の標準団体における警察官1名当たりに要する一般財源所要額は8,749千円（警察職員費：一般職員の人件費や時間外手当等も含まれる）である（表 4-32）。警察官が年間261日¹³、8時間勤務すると考えると、1時間当たり費用は4,190円となる。

表 4-32 警察官1名当たり費用（人件費分）（平成21年度）

	警察官1名当たり一般財源所要額(千円)	1時間当たり費用(円)
平成21年度	8,749	4,190
平成16年度	9,650	4,622
増減率(%)	-9.3	-9.3

資料)「平成21年度地方交付税制度解説」(財)地方財務協会)

事故処理時間については、現在警察庁で集計していないとのものであったため、事故分類ごとの件数については、前回調査で使用したデータに、人身事故については件数の伸び率、物損事故については物損のみの事故の損害物件数の伸び率を乗じて算定した。

また、1件当たりののべ処理時間については、前回調査のデータをそのまま用いることにより、のべ処理時間を算定した。結果は表 4-33の通りである。

表 4-33 警察の事故処理時間（平成21年）

		件数	1件当たりのべ処理時間(時間)	のべ処理時間
				(時間)
1. 人身事故	被害程度が大きいもの	34,814	85.8	2,987,030
	被害程度が中程度のもの	134,305	23.4	3,142,734
	被害程度が小さいもの	568,355	13.2	7,502,289
	平成21年小計	737,474	18.5	13,632,054
	平成16年小計	952,191	18.5	17,601,056
	増減率(%)	-22.5	-0.1	-22.5
2. 物損事故	実況見分を行うもの	512,642	3.3	1,691,719
	現状臨検するが実況見分を省略するもの	1,119,507	2.3	2,574,866
	現状臨検を省略するもの	1,533,957	0.3	460,187
	平成21年小計	3,166,106	1.5	4,726,772
	平成16年小計	3,405,317	1.5	5,083,897
	増減率(%)	-7.0	-0.5	-7.0
3. 人身+物損	平成21年小計	3,903,580	4.7	18,358,825
	平成16年小計	4,357,508	5.2	22,684,953
	増減率(%)	-10.4	-9.6	-19.1

13 1年から週休2日分の日数を除いた日数。(365日-52週×2日/週=261日)

(誤)

のべ処理時間合計に警察の処理費用単価（表 4-32）を乗じて、警察の事故処理費用を算定した。結果を表 4-34に示す。

表 4-34 警察の事故処理費用

	人身事故	物損事故	合計
平成21年	57,129	19,821	76,942
平成16年	81,343	23,495	104,838
増減率(%)	-29.8	-15.6	-26.6

事故処理時間が被害程度別になっているものの、これらの時間は死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、人身事故の総費用を死傷者数で除して死傷者1名当たりの費用を算定した。また、物損については、物損のみの事故の損害物1件当たりの費用として算定した。結果を表 4-35に示す。

表 4-35 死傷者数1名当たり、損害物1件当たり警察事故処理費用

	死傷者数1名当たり費用	物損事故の損害物1件当たり費用
平成21年	47.2	3.9
平成16年	63.6	4.3
増減率(%)	-25.7	-9.2

(正)

のべ処理時間合計に警察の処理費用単価（表 4-32）を乗じて、警察の事故処理費用を算定した。結果を表 4-34に示す。

表 4-34 警察の事故処理費用

	人身事故	物損事故	合計
平成21年	57,129	19,806	76,926
平成16年	81,343	23,495	104,838
増減率(%)	-29.8	-15.7	-26.6

事故処理時間が被害程度別になっているものの、これらの時間は死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、人身事故の総費用を死傷者数で除して死傷者1名当たりの費用を算定した。また、物損については、物損のみの事故の損害物1件当たりの費用として算定した。結果を表 4-35に示す。

表 4-35 死傷者数1名当たり、損害物1件当たり警察事故処理費用

	死傷者数1名当たり費用	物損事故の損害物1件当たり費用
平成21年	47.2	3.9
平成16年	63.6	4.3
増減率(%)	-25.7	-9.2

(誤)

表 4-43の訴訟追行費用を被害者数で除して、被害者1名当たり訴訟追行費用を算定した。結果を表 4-44に示す。

表 4-44 被害者1名当たり訴訟追行費用

	死亡	後遺障害・傷害	死傷全体
平成21年	153.6	7.0	7.8
平成16年	181.5	11.4	12.7
増減率(%)	-15.4	-38.7	-38.5

5) 検察費用

平成21年度の検察の新規受理件数は表 4-45の通りである。

表 4-45 検察の新規受理件数

	公判請求	略式命令 請求	起訴			合計
			起訴	不起訴	家庭裁判 所送致	
交通業過	6,753	60,878	67,631	626,623	24,440	718,694
危険運転致死傷	256	-	256	11	49	316
交通業過+危険 運転致死傷	7,009	60,878	67,887	626,634	24,489	719,010
新規受理件数計	-	-	559,594	934,258	154,883	1,648,735
交通業過+危険運 転致死傷の割合 (%) <u>(平成21年)</u>	-	-	12.1	67.1	15.8	43.6
交通業過+危険運 転致死傷の割合 (%) <u>(平成16年)</u>	6.2	11.7	10.8	74.1	15.9	41.5

また、平成21年度の検察の歳出額は表 4-46の通りである。

表 4-46 検察の歳出額

	全歳出額	交通業過+危険 運転致死傷
平成21年度	104,036	45,370
平成16年度	101,850	42,303
増減率(%)	2.1	7.2

資料)「平成21年決算参照書・平成21年度歳入決算明細書(第176回国会提出資料)」「(財務省)のうち「法務省所管 歳出決算報告書 検察庁」

(正)

表 4-43の訴訟追行費用を被害者数で除して、被害者1名当たり訴訟追行費用を算定した。結果を表 4-44に示す。

表 4-44 被害者1名当たり訴訟追行費用

	死亡	後遺障害・傷害	死傷全体
平成21年	153.6	7.0	7.8
平成16年	181.5	11.4	12.7
増減率(%)	-15.4	-38.7	-38.5

5) 検察費用

平成21年度の検察の新規受理件数は表 4-45の通りである。

表 4-45 検察の新規受理件数

	公判請求	略式命令 請求	起訴			合計
			起訴	不起訴	家庭裁判 所送致	
交通業過	6,753	60,878	67,631	626,623	24,440	718,694
危険運転致死傷	256	-	256	11	49	316
交通業過+危険 運転致死傷	7,009	60,878	67,887	626,634	24,489	719,010
新規受理件数計	-	-	559,594	934,258	154,883	1,648,735
交通業過+危険運 転致死傷の割合 (%) <u>(平成21年)</u>	-	-	12.1	67.1	15.8	43.6
交通業過+危険運 転致死傷の割合 (%) <u>(平成16年)</u>	6.2	11.7	10.8	74.1	15.9	41.5

また、平成21年度の検察の歳出額は表 4-46の通りである。

表 4-46 検察の歳出額

	全歳出額	交通業過+危険 運転致死傷
平成21年度	104,036	45,370
平成16年度	101,850	42,303
増減率(%)	2.1	7.2

資料)「平成21年度決算参照書・平成21年度歳入決算明細書(第176回国会提出資料)」「(財務省)のうち「法務省所管 歳出決算報告書 検察庁」

(誤)

6) 矯正費用

平成21年度の交通関係の収容人員は、表 4-50の通りである。

交通関係の収容人員は前回調査と比較し39.6%減少している。全収容人員も13.7%減少しており、この結果、交通関係の構成割合は、平成16年の1.8%から、1.3%に減少している。

表 4-50 交通関係の収容人員

		交通業過等の収容人員	危険運転致死傷の収容人員	計	全収容人員	交通関係の構成割合 (%)
刑務所	懲役	128	61	189	-	-
	禁錮	160	0	160	-	-
	小計	288	61	349	28,293	1.2
少年院		53	9	62	3,962	1.6
平成21年計		341	70	411	32,255	1.3
平成16年計		592	89	681	37,390	1.8
増減率(%)		-42.4	-21.3	-39.6	-13.7	-

資料)「刑務所・懲役」「刑務所・禁錮」は「2009年矯正統計年報」(法務省) 20 新受刑者の罪名別刑名・刑期、をもとに算定
「少年院」は「2009年少年矯正統計年報」(法務省) 10 新収容者の非行名別 年齢をもとに算定

また、平成21年度の矯正関連の歳出額は、表 4-51の通りである。

表 4-51 矯正関連の歳出額

単位: 百万円				
	矯正官署	矯正収容費	刑務所作業費	計
平成21年度	230,988	52,966	-	283,954
平成16年度	160,759	45,881	4,330	210,970
増減率(%)	43.7	15.4	-	34.6

注) 平成21年度は、刑務所作業費が矯正収容費に統合して集計されている。

資料)「平成21年度決算参照書・平成21年度歳入決算明細書」(第176回国会提出資料)(財務省)のうち「法務省所管 歳出決算報告書 矯正官署」

(正)

6) 矯正費用

平成21年度の交通関係の収容人員は、表 4-50の通りである。

交通関係の収容人員は前回調査と比較し39.6%減少している。全収容人員も13.7%減少しており、この結果、交通関係の構成割合は、平成16年の1.8%から、1.3%に減少している。

表 4-50 交通関係の収容人員

		交通業過等の収容人員	危険運転致死傷の収容人員	計	全収容人員	交通関係の構成割合 (%)
刑務所	懲役	128	61	189	-	-
	禁錮	160	0	160	-	-
	小計	288	61	349	28,293	1.2
少年院		53	9	62	3,962	1.6
平成21年計		341	70	411	32,255	1.3
平成16年計		592	89	681	37,390	1.8
増減率(%)		-42.4	-21.3	-39.6	-13.7	-

資料)「刑務所・懲役」「刑務所・禁錮」は「2009年矯正統計年報」(法務省) 20 新受刑者の罪名別刑名・刑期、をもとに算定
「少年院」は「2009年少年矯正統計年報」(法務省) 10 新収容者の非行名別 年齢をもとに算定

また、平成21年度の矯正関連の歳出額は、表 4-51の通りである。

表 4-51 矯正関連の歳出額

単位: 百万円				
	矯正官署	矯正収容費	刑務所作業費	計
平成21年度	178,022	52,966	-	230,988
平成16年度	160,759	45,881	4,330	210,970
増減率(%)	10.7	15.4	-	9.5

注) 平成21年度は、刑務所作業費が矯正収容費に統合して集計されている。

資料)「平成21年度決算参照書・平成21年度歳入決算明細書」(第176回国会提出資料)(財務省)のうち「法務省所管 歳出決算報告書 矯正官署」